

呉市立天応学園におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入について

1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（以下「コミュニティ・スクール」といいます。）は、平成16年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」といいます。）の一部改正（平成16年法律第91号による改正）により制度化され、その後、平成29年の地教行法の一部改正（平成29年法律第5号による改正）により、教育委員会は、所管の学校ごとに学校運営協議会を置くことが努力義務とされました。

学校と地域がパートナーとして連携・協働をするために、学校は「地域に開かれた学校」から一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民・保護者と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。

コミュニティ・スクールは、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みです。この制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができます。

〈学校運営協議会の主な役割〉

地教行法第47条の5

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること。
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること。

2 現状（公立学校）

(1) 全国（令和3年5月1日現在）

コミュニティ・スクールを導入している学校の数、11,856校（導入率は、33.3パーセント）

(2) 広島県（令和4年4月1日現在）

ア 市町立小・中・高等学校，義務教育学校及び中等教育学校

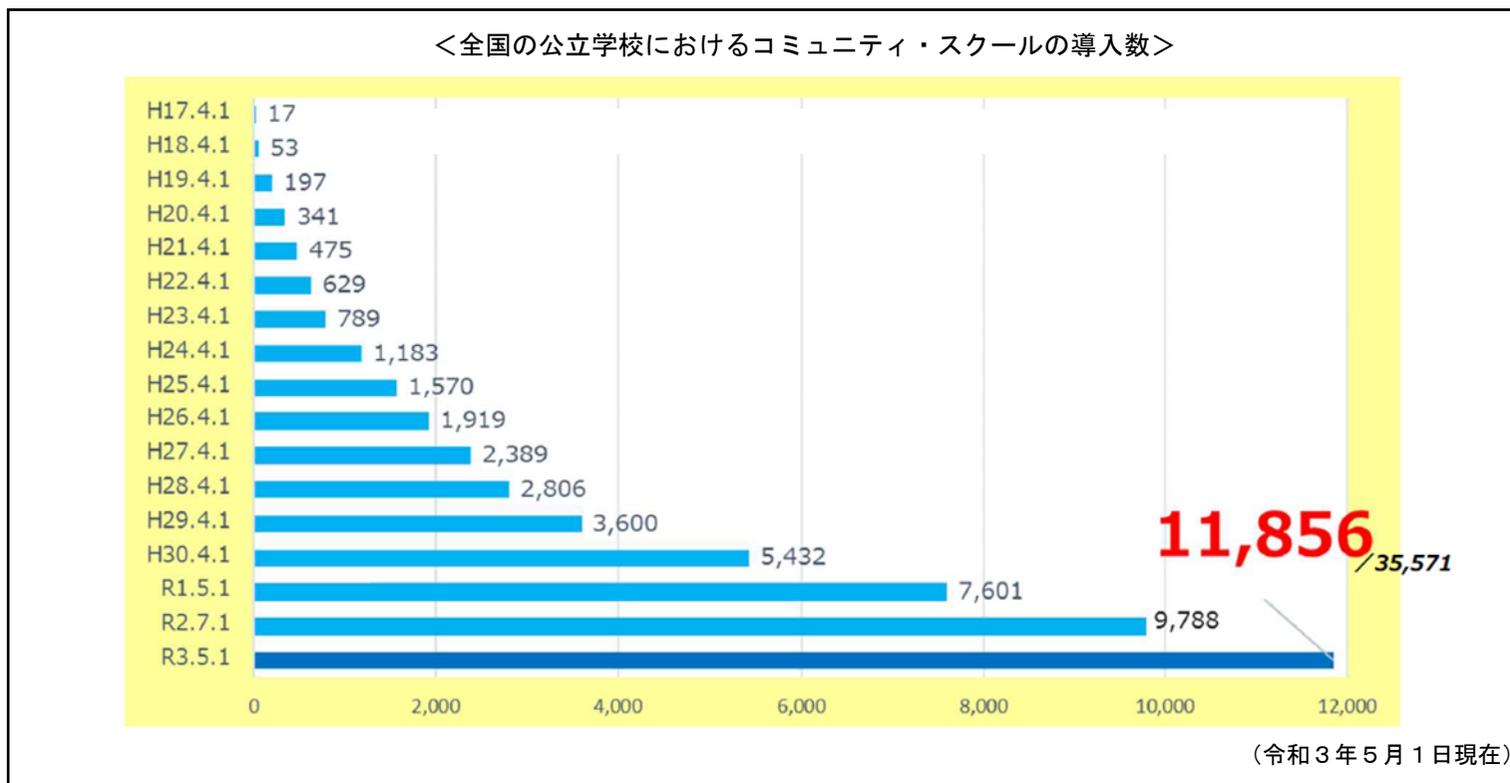
コミュニティ・スクールの導入率は、51パーセント

イ 県立学校

全ての学校にコミュニティ・スクールを導入

(3) 呉市（令和4年4月1日現在）

コミュニティ・スクールを導入している学校は、なし



3 呉市立天応学園にコミュニティ・スクールを導入する意義

平成30年7月の西日本豪雨災害以降、天応中学校は天応小学校に仮移転し、教育活動を続けてきました。その天応地区に、令和5年4月、新たに呉市立天応学園（以下「天応学園」といいます。）を開校します。

天応学園は、これまで呉市が進めてきた小中一貫教育を基盤として、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行う呉市初の義務教育学校です。

天応地区においては、これまで、「学校づくりワークショップ」や「天応地区義務教育学校開校準備委員会」を通して、児童生徒、教職員、保護者や地域住民が天応学園開校に向けた様々な検討を行うなど、地域の力を学校運営そのものに生かすための基盤があります。こうした地域の実情を踏まえ、天応学園にコミュニティ・スクールを導入します。

今後は、天応学園を天応地区の復興のシンボルとして、義務教育9年間の一貫した指導の中で、防災教育を基盤に、学校運営協議会の意見を踏まえた災害に強いまちづくりを考える学び等、これまで以上に「地域とともにある学校」づくりを行います。

4 今後の方向性

天応学園の取組を検証し、他校での設置について検討します。

5 スケジュール等

内容	令和4年 8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
学校・地域			● 保護者・地域への説明会 ● 教職員の研修会								
学校運営協議会					● 委員の選定	● 開催に向けての事前研修会			● 委員の任命 ● 第1回学校運営協議会		
教育委員会会議	● 教育委員会会議 (議会に行政報告することについて)					● 教育委員会会議(規則制定)		● 教育委員会会議 (学校運営協議会委員の任命)			
議 会		● 行政報告									

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み

